

## 平成19年度税制改正の概要【中小企業関係税制】

### ■ 中小企業の経営基盤の強化

#### 1. 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃（法人税）

地域の経済と雇用の太宗を支える中小企業の活性化が喫緊の課題。発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保や信用力向上等を図るために利益の内部留保が不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因。このため、中小企業を留保金課税の適用対象から除外する。

#### 2. 中小企業地域資源活性化促進法（仮称）に基づく税制措置（法人税、所得税）

地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色のある産地技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。

#### 3. 減価償却制度の抜本の見直し（法人税、所得税、住民税、事業税）

原価償却制度について、国際的なイコールフットイングを確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う。

#### 4. 中小企業等基盤強化税制の延長（法人税、所得税）

中小小売業者等の経営基盤の強化を通じ、中小小売業者等の高度化・高付加価値化を図るため、中小企業等基盤強化税制を延長する。

### ■ 中小企業の事業承継の円滑化

#### 1. 相続時精算課税制度の拡充（相続税、贈与税）

中小企業の事業承継の円滑化のためには、早い段階からの計画的な取り組みが不可欠。このため、早期の計画的な事業承継を促進する観点から、現行の相続時精算課税制度では対象とならない60歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供（代表者となる場合に限る）に自社株式を贈与する場合の特例を創設する。

#### 2. 種類株式の評価方法の明確化（相続税）

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においても活用が期待されているが、相続税法上の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘がある。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化する。

#### 3. 非上場株式に係る事業承継税制の見直し（相続税、贈与税）

中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

### ■ 中小企業へのその他の支援

#### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し（法人税）

平成18年度税制改正において、個人で事業を行っている者の節税目的の法人設立を抑制する観点から、実質一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与について、損金算入制限措置が導入された。中小零細企業への配慮から適用除外措置も設けられたが、中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を大幅に引き上げ、従来2倍の1,600万円にする等の見直しを行う。

#### 2. 中小企業組合への支援

(1) 事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長（法人税）

(2) 中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置の延長（法人税）

(3) 保険会社等の異常危険準備金に関する特例措置の延長（法人税）

(4) 事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の適用対象への追加（所得税、法人税、相続税）

### ■ 詳細については

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>